

埋立事業会計の廃止について

1 これまでの経緯

埋立事業会計では、平成 16 年度に中期財政プランを策定して以降 10 年間にわたり、会計の健全化に向け、さまざまな取組を行ってきました。このたび、「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017」の策定にあたり、社会経済情勢の変化等により一般会計での負担が必要となった事業への適切な対応として、34 年度末に埋立を完了し、保有土地の売却を進めるとともに、その後の会計の廃止に向けて一般会計で計画的に負担することとしました。また、第 3 次中期財政プランが終了したことを受け、以下の方針を策定しました。

2 埋立事業会計の今後の方針

- (1) 34 年度末に全ての土地の埋立が完了することから、事業を終了し、35 年度以降は一般会計からの繰入金を財源として企業債の償還を行うことに特化した会計とします。その後、償還が終わる 44 年度末に会計を廃止します。
- (2) 34 年度末までに保有土地を売却し、その時点で売却できなかった土地は、一般会計に有償で所管換します。
- (3) 南本牧地区第 2 ブロックについては、埋立事業会計が民間企業に売却する計画を改め、事業用地として一般会計に有償で所管換する計画に変更します。

3 34 年度（事業終了）までの取組

- (1) 積極的な企業誘致活動を展開します。
- (2) 企業の進出ニーズに合わせた開発条件について関係局と共に見直しを検討します。
- (3) 政策目的のために暫定利用中の土地等の利用方針を決定するため、関係局と検討を進めていきます。
- (4) 資金不足に陥らないために、収入の確保と効率的な予算執行に努めていきます。
- (5) 企業債の未償還残高を計画的に減らすことにより、公債諸費の負担を抑えて、会計の収支改善に取り組んでいきます。

4 35 年度以降の埋立事業会計

34 年度末までに、全ての土地を売却又は一般会計に所管換を行うため、35 年度からは埋立事業会計が保有し管理する資産はありません。35 年度以降は、一般会計からの土地の所管換代金や繰入金を収入し、企業債の償還スケジュールに合わせて償還金及び利息の支払いを行う経理処理のみとなります。その後、44 年度末に廃止します。

【用語について】

- ※ 所管換…所管換及び所属替のことをいう。
- ※ 処 分…民間企業への売却及び一般会計への所管換等のことをいう。

【参考】

《1》 34年度末（事業終了時）における企業債の未償還残高の見込み

・企業債未償還残高 … 約 955 億円

《2》 長期収支の見通し

方針の策定にあたり、25年度決算を踏まえ、34年度までの土地処分スケジュールや一般会計からの繰入金の計画、借換債の発行計画や工事費・管理費等の経費について、現時点での一定の条件のもとで見込んだ場合、企業債の償還終了予定年度（44年度）までの長期収支見通しは、約579億円の収支不足と試算しました。

この収支不足に対しては、平成15年の中期財政ビジョン策定時に決定したとおり、多くの市民の方々が利用する大規模緑地等を有償で所管換するとともに、過去に埋立事業会計が一般会計へ行ってきた財政的貢献等も踏まえ、一般会計から計画的に繰入金を受けることで対応します。

【埋立事業会計の長期収支の見通し】

（単位：億円）

	長期収支見込				
	完成土地	金沢木材	新山下	MM21	南本牧
事業費	—	207	52	2,332	3,231
事業収入	—	241	148	2,292	1,925
損(△)益	637	34	96	△40	△1,306
	727				△1,306
会計内の損(△)益	△579				

※ 試算の考え方

売却予定地については、34年度末までに全て売却することを目標としています。費用については、造成中の南本牧地区第5-1ブロックの残工事費や事業終了までの管理費などを精査し、利率については、「中期4か年計画2014～2017」における試算と同率を採用して公債諸費を見込み直しました。また、一般会計からの繰入金及び土地の有償所管換代金については、平準化して繰り入れることとしています。

《3》 埋立事業会計第3次中期財政プランで掲げた目標とその達成率

目標	計画策定時点 (平成22年度末)	目標値 (平成25年度末)	平成25年度 末時点
処分予定面積に対する土地処分率 (b/a) (処分予定面積：59.1ha (a))	62%	70%以上	70.1%
処分済面積 (b)	36.7ha	41.37ha 以上(*)	41.42ha
土地処分等で償還する企業債残高	1,500億円以下	1,500億円以下	1,517億円

(*)41.37ha=59.1ha×土地処分率の目標値70%